

政策評価調書（個別票１）

【政策ごとの予算額等】

政策名		領事業務の充実		評価方式	総合	番号	⑬
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度概算要求額	
予算の状況	当 初 予 算 （ 千 円 ）	15, 127, 991	16, 564, 339	15, 622, 576	15, 258, 027	14, 975, 077	
	補 正 予 算 （ 千 円 ）	639, 693	628, 386	△ 47, 818	0		
	繰 越 し 等 （ 千 円 ）	0	0	△ 5, 755			
計（千円）		15, 767, 684	17, 192, 725	15, 569, 003			
執行額（千円）		15, 463, 368	16, 571, 734	15, 082, 586			
達成すべき目標及び目標の達成度合いの測定方法		目標：海外邦人の生命・身体その他の利益の保護・増進及び国内外における人的交流の拡大・深化のための措置を実施すること 目標の達成度合いの測定方法：アンケート調査、領事担当者への研修実績、IC旅券の発給状況等					
政策評価結果を受けて改善すべき点		領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったが、引き続き改善・強化の余地がある。海外邦人の安全確保に向けた取り組みについては、既存の資源を効率的に活用すべく、アウトソーシング化、官民のネットワーク化、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの更なる強化が必要である。外国人問題対応強化については、人的交流を促進しつつ、我が国社会の安全・安心を確保する必要がある、適切な査証審査を通じて、外国人の不法残留者数や来日外国人犯罪の総検挙人員は減少したところである。引き続き国際ワークショップの開催や、各国との領事当局間協議を通じて、在日外国人問題について取り組んでいくことが有効。					
政策評価結果の予算概算要求等への反映状況		政策評価にて「終わらない目標」と位置づけた領事サービスの改善・強化については、平成２３年度以降も重点政策としていくこととし、平成２４年度については領事業務に係る業務・システムの再構築に必要な経費予算等を増額要求している。海外邦人の安全確保に向けた取り組みについては、既存の資源を効率的に活用すべく、海外安全ホームページによる迅速な情報提供に係る経費について予算を要求している。外国人問題への対応強化については、引き続き各国との協力強化を図るべく、領事当局間協議等の予算を要求。					

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	領事業務の充実					番号	⑬	(千円)	
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	23年度 当初予算額	24年度 概算要求額		
対応表において● となっているもの	A	1	一般	外務本省	領事政策費	領事業務の充実に必要な経費	11,384,357	10,904,907	△ 800,391
	A	2	一般	外務本省	領事政策費	領事業務に係る業務・システムの再構築に必要な経費	756,603	1,124,655	
	A	3	一般	外務本省	領事政策費	在外投票の実施に必要な経費		2,836	
	A	4	一般	外務本省	領事政策費	在外選挙人登録推進に必要な経費	177,097	154,545	△ 22,552
	A	5	一般	在外公館	領事政策費	領事業務の充実に必要な経費	2,939,970	2,718,435	△ 218,126
	A	6	一般	在外公館	領事政策費	在外投票の実施に必要な経費		69,699	
	小計						15,258,027	14,975,077	△ 1,041,069
対応表において◆ となっているもの	B	1							
	B	2							
	B	3							
	小計								
対応表において○ となっているもの	C	1							
	C	2							
	C	3							
	小計								
対応表において◇ となっているもの	D	1							
	D	2							
	D	3							
合計							15,258,027	14,975,077	△ 1,041,069

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	領事業務の充実					番号	⑬	(千円)
事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容	
			23年度当初予算額	24年度概算要求額	増減			
領事業務研修関係経費	A	1	7,115	6,127	△ 988	△ 988	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（出張旅費の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
海外子女教育者派遣等経費	A	1	2,202	1,663	△ 539	△ 539	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（出張旅費の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
国際標準に準拠したＩＣ旅券の発給・管理	A	1	10,057,481	9,328,223	△ 729,258	△ 729,258	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（冊子単価の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
外国人研修生等問題対策費	A	1	2,262	2,078	△ 184	△ 184	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
査証ＷＡＮに必要な経費	A	1	891,025	825,892	△ 65,133	△ 65,133	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（保守経費等の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
査証業務体制強化費	A	1	24,018	22,030	△ 1,988	△ 1,988	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（単価及び事業内容の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
在日外国人社会統合外交政策経費	A	1	3,747	3,374	△ 373	△ 373	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
在外公館査証担当臨時職員等関係経費	A	1	11,905	10,208	△ 1,697	△ 1,697	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
主要地方入国管理局との対策協議	A	1	231		△ 231	△ 231	政策評価結果を踏まえ、事業を見直し、予算要求を行わないこととした。	
在外選挙通常事務経費	A	4	177,097	154,545	△ 22,552	△ 22,552	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
海外子女教育教員・講師等関係経費	A	5	972,407	874,219	△ 98,188	△ 98,188	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（教員謝金等の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
海外子女教育施設経費	A	5	1,059,306	1,007,784	△ 51,522	△ 51,522	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（校舎借料の見直し）により経費縮減を図り、予算要求の減額を行った。	
領事シニアボランティア派遣費	A	5	81,069	73,355	△ 7,714	△ 7,714	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（事業内容の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
領事業務研修関係経費	A	5	12,717	11,322	△ 1,395	△ 1,395	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（出張旅費の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	
領事業務〇Ａ化関係経費	A	5	33,128	15,758	△ 17,370	△ 17,370	政策評価結果を踏まえ、効率性の見直し（単価の見直し）により経費縮減を図り、予算の減額要求を行った。	

事務事業名	整理番号		予算額			政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容
			23年度 当初 予算額	24年度 概算要求額	増減		
海外邦人緊急電話対応経費	A	5	191,447	169,464	△ 21,983	△ 21,983	政策評価結果を踏まえ、導入公館数の拡充を図る一方で、契約を合理化し契約単価の引き下げを図ることで、予算の減額要求を行った。
全米・カナダ邦人安否確認システム経費	A	5	19,954		△ 19,954	△ 19,954	政策評価結果を踏まえ、新たな安否確認システムを稼働し安否確認作業の拡充と効率化を図ったため、本システムについては廃止し、予算要求を行わないこととした。
合計						△ 1,041,069	

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省領事局政策課，旅券課，

評価実施時期：平成 23 年 9 月

領事サービス室

施策名	領事サービスの充実 (政策評価書 413 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ－1 領事サービスの充実
施策の概要	(1) 邦人の利便性及び福利向上並びに権利確保のための取組 海外での邦人による申請・届出等手続の利便性及び福利向上並びに必要な権利の確保のため，IT 化を一層推進し，領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上等の取組を進めた。 (2) 領事担当官の能力向上 国民に対し質の高い領事サービスを提供するため，領事担当官の能力向上のための対策を講じるとともに，領事担当官の知識・経験を共有できるような取組を行った。 (3) 国際標準に準拠した日本旅券の発給・管理 日本旅券の信頼性を確保し，国民の円滑な海外渡航を確保するため，国際民間航空機関（ICAO）の国際標準に準拠し，高度な偽変造防止対策を講じた IC 旅券の確実な発給・管理に努めた。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて進展があった。」 ★★★☆☆ (理由) (1) 領事窓口サービスの向上は，平成 22 年 10，11 月に在外 145 公館の在留邦人等を対象に実施した，「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果においても表れている。具体的には，在外公館の領事窓口の対応では 84%，入館時の受付対応では 75%，電話の対応では 76%が「丁寧な対応」と回答しており，本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。さらに，平成 22 年度の参議院議員選挙の対応について調査した結果，「丁寧な対応」との回答は 53%であり，「普通であった」を加えると 96%に上っており，在外選挙の広報案内や在外公館投票に際しての在外公館の領事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。また，平成 15 年から始まった，領事シニアボランティアへの取組によって，経験が着実に蓄積され，領事シニアボランティアの意見も現場に適切に活用されてきている。 (2) 平成 18 年度から行っている領事業務の IT 化の推進について，平成 22 年度には，領事利便支援システムに邦人援護を支援する機能が追加された。これまでかかっていた業務処理時間が今後削減されることが期待できる（年間約 470 時間，約 150 万円の削減に相当）。これは，業務量に比較して人員の限られた中で領事サービスを提供することに大きく貢献するものである。 (3) IC 旅券の適切な発給・管理等により，旅券の国際的信用を高め，もって邦人の権利を確保するということについては，昨年同様，真摯に取り組んできた結果，旅券の不正使用の把握件数が減る等，一定の前進が見られた。よって，総合的に勘案し，領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったと評価する。 (4) 日本人学校現地採用教員，補習授業校現地採用講師の政府援助率を引き上げることにより，学校運営の安定化と，通学児童生徒の授業料低廉化に資することができた。また，米国に派遣される教員の米国滞在査証について，従来まで発給されていた公用査	

証が米国の政策変更により発給されないこととなったが、米国政府と協議の上、教員受け入れの新たな枠組みを立ち上げた結果、引き続き安定的に教員を米国へ派遣することが可能となった。

（施策の必要性）

近年の海外渡航者数及び在留邦人数の増加を背景として、海外での邦人の活動・生活に深く関わる領事業務へのニーズは高まっている。さらに、邦人の海外渡航先や海外における活動・生活様式の多様化等に伴い、領事業務に対するニーズも多様化している。外務省においては、海外における邦人の利益の保護・増進に努める必要があることから、領事業務の IT 化、領事窓口のサービス向上、領事担当官の能力向上、在外選挙人登録の推進、偽変造防止等のための高度な技術を取り入れた旅券の発給等様々な手段を通じて邦人の活動・生活基盤の安定化のための支援を強化する必要がある。

（施策の有効性）

（１）IT 化等による手続の簡素化、領事シニアボランティアによる窓口業務の支援強化、在外選挙人名簿登録促進の取組は、海外に渡航する邦人や在留邦人に対するサービスの向上・利便性の向上・権利行使の機会の確保につながり有効である。

（２）領事担当官に対する研修を強化することは、個々の担当官の能力の向上につながり有効である。

（３）ICAO の国際標準に準拠した生体情報を旅券に取り入れるとともに、我が国独自の高度な技術を駆使した IC 旅券の適正な発給・管理は、邦人の海外渡航の円滑化につながり有効である。

（施策の効率性）

限られた予算や投入資源を効率的に活用し、IT 化の推進等を行った結果、邦人にとって情報発信機能強化の観点から領事業務の利便性向上が着実に図られた。また、領事担当官に対する研修の実施により多数の領事担当官の能力向上が図られた。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（反映の方向性）

領事サービスへのニーズは年々高まっていると認識しており、引き続き、改善・強化を続けていく。

日本旅券の信頼性を確保し、国民の円滑な海外渡航を確保するため、ICAO の標準に準拠した IC 旅券の発給を継続するとともに、今後予定される国際的な IC 旅券の高度化・標準化作業に引き続き参加し、対応する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

- （１）領事サービス・邦人支援策を向上・強化すること
- （２）領事業務実施体制を整備すること
- （３）国民の円滑な海外渡航の確保のために、日本旅券に対する国際的信頼性を確保すること

(目標の達成状況)

評価の切り口 1 : 領事サービスの向上・改善に向けた取組とその成果 (アンケート結果)

領事業務の IT 化の推進, 領事シニアボランティアによる領事窓口サービスの向上, 領事業務実施体制の着実な整備, 在外選挙人名簿登録の促進, IC 旅券の適切な発給・管理等により, 邦人の権利を確保するとともに, 邦人の海外生活・海外渡航における利便性が高まったことは, 全般的な領事サービスの向上という目標に向けて着実な進展があったことを示している。

また, 平成 22 年 10, 11 月に在外 145 公館の在留邦人等を対象に実施した, 「領事サービス向上・改善のためのアンケート調査」の結果では, 在外公館の領事窓口の対応では 84%, 入館時の受付対応では 75%, 電話の対応では 76%が「丁寧な対応」と回答しており, 本官や現地職員が利用者の立場に立って対応していると評価できる。さらに, 平成 22 年度の参議院議員選挙の対応について調査した結果, 「丁寧な対応」との回答は 53%であり, 「普通であった」を加えると 96%に上っており, 在外選挙の広報案内や在外公館投票に際しての在外公館の領事窓口での対応振りは概ね良い評価であった。

領事サービスの向上・改善のためのアンケート調査結果 (平成 22 年 10 月～12 月実施)

- ・ 調査実施公館数 145 公館
- ・ 調査対象者総数 16,369 人

【公館がどこにあるかすぐにわかりましたか】

- ・ すぐに分かった 5287 人 (52%)
- ・ わかりやすかった 2087 人 (21%)
- ・ 表示があり問題なかった 1497 人 (15%)
- ・ 表示等がなくわかりづらかった 859 人 (8%)
- ・ とても分かりにくかった 399 人 (4%)

【入館時の受付の対応は如何でしたか】

- ・ 非常に丁寧な対応であった 5049 人 (51%)
- ・ どちらかといえば丁寧な対応であった 2401 人 (24%)
- ・ 普通であった 2211 人 (22%)
- ・ どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 192 人 (2%)
- ・ 全く丁寧な対応ではなかった 56 人 (1%)

【領事窓口の対応は如何でしたか】

- ・ 非常に丁寧な対応であった 6095 人 (61%)
- ・ どちらかといえば丁寧な対応であった 2340 人 (23%)
- ・ 普通であった 1339 人 (13%)
- ・ どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 184 人 (2%)
- ・ 全く丁寧な対応ではなかった 76 人 (1%)

【電話の対応は如何でしたか】

- ・ 非常に丁寧な対応であった 4179 人 (51%)
- ・ どちらかといえば丁寧な対応であった 2057 人 (25%)
- ・ 普通であった 1619 人 (20%)
- ・ どちらかといえば丁寧な対応ではなかった 277 人 (3%)
- ・ 全く丁寧な対応ではなかった 103 人 (1%)

【在外選挙の対応振りは如何でしたか】

	・ とてもよく対応していた	2155 人(32%)	
	・ どちらかといえばよく対応していた	1427 人(21%)	
	・ 普通であった	2876 人(43%)	
	・ どちらかといえばよく対応していなかった	164 人(2%)	
	・ 対応は不十分であった	107 人(2%)	
	【ホームページの掲載内容は如何ですか】		
	・ 非常に充実している	1169 人(14%)	
	・ 充実している方である	3506 人(42%)	
	・ 普通	3211 人(39%)	
	・ 充実していない	311 人(4%)	
・ 不十分である	106 人(1%)		
	【メールマガジンの配信内容は如何ですか】		
	・ 非常に充実している	1212 人(19%)	
	・ 充実している方である	2517 人(40%)	
	・ 普通	2326 人(37%)	
	・ 充実していない	188 人(3%)	
	・ 不十分である	69 人(1%)	
	【領事出張サービスは利用しやすいですか】		
	・ とても利用しやすい	1330 人(41%)	
	・ どちらかといえば利用しやすい	761 人(23%)	
	・ 普通	796 人(25%)	
・ どちらかといえば利用しにくい	238 人(7%)		
・ 利用しにくい	137 人(4%)		
	評価の切り口 2：領事担当者への研修の実績（主なもの）		
	（１）領事初任者研修を２回実施した。在外公館の領事担当官 30 名及び領事担当として赴任する予定の 44 名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。		
	（２）在外公館警備対策官研修に約 50 時間の領事研修時間を設けた。71 名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。		
	（３）現地職員本邦研修において領事研修を実施した。10 名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。		
	（４）領事担当として赴任する者を対象に赴任前研修を実施した。4 回で 29 名が受講し、領事事務に対する理解を深めた。		
	評価の切り口 3：IC 旅券の発給状況		
	平成 22 年度においては約 4,090,045 冊の IC 旅券（一般旅券）を発給し、国民の海外渡航の円滑化に寄与した。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	・ 第 177 回国会外交演説	平成 23 年 1 月 24 日	（総合的な外交の能力強化のための環境作り） 「・・・世界各地で活躍する多くの日本人及び海外に進出する日本企業が力を発揮できる

			よう環境作りに努めるとともに、適切に支援し、・・・」
--	--	--	----------------------------

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

担当部局名：外務省領事局海外邦人安全課、

評価実施時期：平成 23 年 9 月

邦人テロ対策室

施策名	海外邦人の安全確保に向けた取組 (政策評価書 419 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ－2 海外邦人の安全確保に向けた取組
施策の概要	(1) 海外邦人の安全対策の強化 海外に渡航・在留する邦人の安全対策を強化し得るよう、海外邦人自身の安全対策意識の醸成・増進のための啓発に努めるとともに、そのための的確な情報収集・発信力の強化を図る。 (2) 海外邦人の援護体制の強化 邦人保護業務に当たる在外公館の危機管理・緊急事態対応体制を強化するとともに、業務の円滑かつ確実な実施のため、緊急対応や精神医療、遺体鑑定等に関する専門性の導入及び内外の機関・団体との協力関係・ネットワーク化を進め、効率的かつ効果的な邦人援護体制・基盤の強化を図る。	
施策に関する 評価結果の概 要と達成すべき 目標等	【評価結果の概要】 (総合的評価) 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★ (理由) 平成 22 年度においては、海外邦人の安全対策及び援護体制の各分野における取組を継続的に進めた結果、次のとおり、全体としては相当な進展があった。 1 現地当局等との協力関係を構築し、兼轄国を含む安全情報収集体制の強化を図った。 2 海外対応携帯電話の普及に併せ、携帯電話を通じ情報発信に取り組む等海外安全に関する情報発信機能の強化を図った。 3 キャンペーンやセミナー、講演等を通じ、企業関係者や NGO を含む国民を対象として安全対策及び危機管理に関する意識の向上、危機への対応策の啓発に努めた。 4 一般援護関係では、閉館時における緊急電話対応体制の強化及び強化重点公館におけるアウトソーシング化を推進した。また、精神疾病発症及び DV（ドメスティックバイオレンス）被害者問題並びに高齢者問題等新たな課題への取組においては、在外公館の対応体制の改善や領事担当官の能力向上を図ると同時に、医療関係者等の専門的知見の活用並びに各国政府関係省庁・機関、NGO 等支援団体及び現地邦人社会との連携・協力体制の強化に向けた取組ができた。 5 緊急事態への対応に関しては、地震・洪水・ハリケーン等の大規模自然災害・大規模事故や大規模騒乱及びテロ・誘拐等への取組に努め、また政府一体となった取組の中で関係省庁との連携・協議を通じて対応策の検討を進めた。 (施策の必要性) 国民の安全と安心の確保は政府の最優先課題に掲げられており、海外における国民の生命・身体の保護その他の安全に関し努力することは外務省の最重要任務の一つである。そのためには、邦人援護に必要な予算・人員の増強を図りつつ既存の予算・人員の効率化のための見直しを行い、予算・人員の投入量に比して最大限の効果が得られるよう努めることが必要である。	

（施策の有効性）

海外における国民の安全をより確実なものとするためには、第一に、国民一人一人が、多様化する海外での危険を可能な限り正確に認識し、「自分の身は自分で守る」との意識をもって、安全対策措置を講じることが最も重要である。そのためには、正確な情報収集・分析及び魅力的な情報発信を行いうる体制を整備・強化し、国民の安全に関連する最新の情報を的確かつきめ細やかに提供することが不可欠かつ有効である。第二に、海外における不測の事件・事故等に対し迅速かつ確実な支援を行うため、外務本省及び在外公館における支援のための基盤の整備・強化が有効である。特に大規模緊急事態への的確な対応を図るため、在外公館の人的・物的体制の整備は不可欠である。また、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症については、その対応に極めて高い専門性が必要であり、こうした知見及び資格を有する専門家との連携・協力は極めて効果が高いと考える。

（施策の効率性）

外務本省及び在外公館の人的・物的資源を効率的かつ効果的に活用し、多様化する海外の危険に応じて正確で的確な情報及び支援を提供するためアウトソーシング化を含めた体制の整備・強化、専門性や確実性を要する業務に関して内外の専門家や関係機関・団体との連携・協力の強化が図られた点で施策が進展した。このように、投入資源量に見合った成果が得られたことから、とられた手段は適切かつ効率的であった。

（反映の方向性）

在留邦人の増加傾向が継続していることに加えて、（１）平成 19 年度以降、団塊の世代の多くが定年を迎え、同世代の海外渡航者が増えたことに伴い在外邦人の高齢化が進んでいる。また、（２）テロ・誘拐の脅威が増加し、世界各地における自然災害の発生等危険・危機が大規模化、多様化しており、さらに、（３）中東・アフリカ情勢等極めて短期間に情勢が変化する大規模騒乱の多発化、（４）感染症対策や精神疾患及び DV 被害者への対応等援護業務が複雑化している。このような状況下、海外邦人の保護に関する政府の施策に対する期待と必要性は益々高くなっている（外交に関する世論調査：平成 21 年 10 月）。そのため、国民の危機回避意識を醸成・増進するとともに、既存の資源を効率的に活用するためアウトソーシング化、官民のネットワーク化を進めつつ、専門家との連携及び在外公館の邦人援護の体制・システムの強化並びにそのために必要な予算の確保に努めていく。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

- （１）海外邦人の安全対策を強化すること（広報・啓発）
- （２）海外邦人の援護体制を強化すること（基盤・体制）

（目標の達成状況）

評価の切り口 1：情報発信基盤の強化に向けた取組

安全対策関係団体・個人等と安全情報収集のための委嘱契約を締結し、現地治安情報の収集と邦人援護が発生した場合の側面支援・協力を求めた。情報発信の基盤である海外安全ホームページについては、国民の関心・ニーズを踏まえた情報をより見やすく提供し得るよう内容を整備・改善し、アクセス数の増加を図るとともに、携帯版の海外安全ホームページでは機能を拡充した。また、年末年始の海外旅行シーズン及び卒業前の海外旅行シ

ーズンに合わせて行った海外安全キャンペーンにおいては、海外安全ホームページへの関心と渡航情報収集の重要性を呼びかけた。さらに、海外における多様な危険について、内容、対象に配慮しつつ、渡航情報及び危険をより身近に感じることができる資料（海外事件簿等）をきめ細やかに改訂の上、海外安全ホームページ、メールマガジン及び各種パンフレット等を通じて情報提供し、その他海外安全対策に関する広報・啓発を広く実施した。

評価の切り口 2：海外邦人の危機管理意識の強化

テロ・誘拐等の危機への対応・管理啓発のため、継続的に国内外各都市において、企業の危機管理担当者や一般邦人向けに安全対策・危機管理に関するセミナー、講演会を実施し、危機管理に関する意識、危機への対応策等の啓発に努めた。また、NGO 関係者が誘拐される事案が複数発生していることを踏まえ、危険地域で活動する NGO 等を対象としたセミナーの開催等の取組を引き続き実施した。さらに、本邦及び在外において、新型インフルエンザ等新たな脅威等に備えての危機管理について啓発に努めた。

評価の切り口 3：緊急連絡への 24 時間対応体制の強化

（１）在外公館閉館時緊急電話対応体制の強化

夜間・休日等在外公館閉館時などでも時間的制約に関係なく、邦人からの緊急連絡に対応し得るよう、引き続き在外公館閉館時における緊急電話受付業務のアウトソーシング化の推進に努めた。平成 22 年度には中南米、欧州、中東及びアフリカ公館の 11 公館に新規導入し、導入公館数を 93 公館（平成 21 年度）から、104 公館まで拡充した。

（２）専門的知見の活用

海外における在留邦人、邦人渡航者が増加する中で、精神障害あるいは新型インフルエンザ等の感染症など新たな対応が求められており、こうした事態にも適切に対応するため、拠点国における精神科医師の活用（顧問医契約）を行った。

評価の切り口 4：遠隔地等における即応体制の強化

兼轄国及び遠隔地において、在外公館所在地から領事担当官が現地に赴くまでの間にも、援護を必要とする邦人への支援を迅速に行い得るよう、現地協力者を通じて、初期援護や支援活動等の必要な措置を講じた。

評価の切り口 5：官民及び外国機関等との協力・連携事業の実施

海外邦人の安全対策をより機動的かつ的確に行うために、現地政府関係機関及び現地邦人社会とのセーフティネットを強化した。その一環として、外務本省あるいは在外公館において、旅行業界や NGO を含む官民協力及び現地当局との協力関係の枠組みを構築・強化しつつ、情報共有・協議を行った。

また、外務本省における地方との連携強化の一環として、海外における邦人保護について、地方公共団体に対し情報提供等を行った。

評価の切り口 6：大規模緊急事態対応能力の強化

テロ・誘拐、大規模化する自然災害、急激な政情不安等の大規模緊急事態への対応につき、各種の研修を通じて緊急事態対応要員の養成を行った。また、全米・カナダ邦人安否確認システムについて、在留邦人の参加を得て、全米・カナダにおける運用訓練を実施した。緊急事態にはその都度体制を敷き対処しているところであるが、その中でも特に国民

	の関心が高かったニュージーランド南島地震については、外務本省及び現地に対策本部を設け政務レベルが陣頭指揮を取る一方で、知見を有する専門家等を現地へ派遣し、邦人被災者の身元確認や被災者家族等支援に全力を尽くした。またエジプトにおいては情勢悪化のため現地にチャーター機を派遣し、現地に残された邦人の救出を行うなど、邦人の安全確保に迅速に取り組んだ。 さらに、テロ・誘拐関係のニュースを速報する体制の構築や誘拐事件に対応する体制の強化等も行った。		
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	・ 第 174 回国会外交演説	平成 22 年 1 月 29 日	（海賊，テロ，国連平和維持活動）

（注）外務省における評価方式：
 実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）

平成 23 年度（平成 22 年度に実施した施策に係る）政策評価書要旨

評価実施時期：平成 23 年 9 月

担当部局名：外務省領事局外国人課

施策名	外国人問題への対応強化 (政策評価書 426 頁)	政策体系上の位置付け
		基本目標Ⅳ 領事政策 Ⅳ－3 外国人問題への対応強化
施策の概要	査証は、外国人の入国・滞在が差し支えない旨の在外公館長の判断である。人的交流促進のため、入国管理上問題のないと見られる外国人に対して査証面での便宜を図る一方、我が国社会の安全のため、査証審査を適切に行っている。また、査証審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶ査証広域ネットワーク（査証 WAN）システムを拡充している。 我が国に定住している日系人を始めとする在日外国人は様々な問題（雇用、教育、日本語、住宅等）を抱えていることから、社会統合のあり方等について検討が必要となっている。また、急速な人口減少と急激な高齢化が進むにつれ、労働力人口減少に伴う経済成長の低下、高齢化に伴う経済社会の活力減退が懸念される。そこで、外国人の受入れに係る問題についても検討が求められているため、在日外国人問題の啓発活動、外国人住民が多数居住する都市の行政等との連携や諸外国との協議、諸外国の経験を紹介し議論を行う国際ワークショップの開催などを行い、同問題の緩和・解決に積極的に取り組んでいる。	
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	【評価結果の概要】 （総合的評価） 「目標の達成に向けて相当な進展があった。」 ★★★★★☆ （理由） （１）中国人に対しては、平成 12（2000）年から団体観光客向け査証を発給しているが、平成 21（2009）年 7 月からは、一部の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対する個人観光査証の発給を開始した。平成 22（2010）年 7 月からは、その対象を一定の職業上の地位及び経済力を有する者とその家族に拡大し、日中間の人的交流の発展に貢献している。 （２）また、平成 22（2010）年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、平成 23（2011）年 1 月からは、新たに創設した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療等の目的で外国人が我が国に入国しやすくするための措置を講じた。 （３）外国人受入れの是非についての議論が高まりを見せている中で、「将来における我が国の外国人政策」について国際ワークショップを開催し、国内外の多様な国籍や異なる立場の有識者・専門家が、一般参加者と質疑応答を行い、国際的視点をも踏まえ議論を行った。この議論を通じて外国人の受入れ問題について幅広い論点（経済、労働、文化、社会、国際、外交）を整理することができた。 （４）その一方で、日本との経済格差を背景に、不法就労を試みる外国人は後を絶たない。また、国内でも低賃金労働や性的搾取（さくしゅ）など、外国人に対する人権侵害事例が見られるため、悪用事例の多い査証申請（研修・技能実習、興行等）については一層厳格な審査を行っている。また、それらの国が査証免除国である場合は、査証免除措置そのものを見直し、査証制度の再導入を行っている。査証申請件数の増加によって、査証事務量が増加している。特に中国に所在する在外公館の事務が逼迫しているため、人員の増強や査証事務の効率化にも努めている。 （施策の必要性） （１）諸外国との幅広い分野での人的交流を促進しつつ、我が国社会の安全・安心を確保する必要がある。 （２）国際的な人材獲得競争が激化している一方、我が国の労働力人口の減少に伴う経済成長の	

低下、高齢化に伴う経済社会の活力減退、社会保障制度の持続可能性への懸念など、我が国の将来に対する不安や閉塞感が国民の間で強まっている。その中で、今後、外国人をいかに受け入れ、我が国に在留する外国人を社会統合していくのか、関係省庁、地方自治体とも連携し、国民の理解を得つつ、有効な措置を講じていく必要がある。更に、平成 20 年秋以降の世界的な経済危機により、従来の形での就労が不可能となっている中、日本語能力が不十分であることなどから再就職が難しく、生活困難な状況に置かれる在日外国人が増加したことから、在日外国人を日本社会の一員としてしっかりと受け入れるための施策を講じていく必要がある。

（施策の有効性）

（１）入国管理上問題のないと見られる外国人に対して査証取得の面で便宜を図ることにより、査証発給件数は、中国人観光客を中心に対前年比 34.8%増加した。一方、査証審査を適切に行うことにより、外国人の不法残留者数や来日外国人犯罪の総検挙人員は、前年と比べると前年と比べると 10.6%減少した。

（２）外国人の受入れと社会統合のための国際ワークショップの開催や諸外国との領事当局間協議を通じて、在日外国人問題について取り組んでいくことが有効である。

（施策の効率性）

限られた予算や人的投入資源を効率的に活用し、諸外国との人的交流を促進する施策が進展した。具体的には、中国人個人観光査証の発給数が前年同時期と比べ 4.6 倍に増加した。

また、外国人患者等の受入振興を目的に、平成 23 年 1 月から運用が開始された「医療滞在ビザ」は、医療目的で訪日する外国人に対し、必要に応じ数次有効の査証が発給されたり、長期の滞在が可能（入院を前提とする場合、「在留資格認定証明書」を取得することで最大 6 か月まで）であったり、必要に応じ身の周りの世話をする人物も同伴が可能である等、外国人患者にとり利用しやすい査証となるよう制度設計を図ったものである。

このように、諸外国との人的交流が拡大するにつれ、査証審査をより効率的かつ適切に行う必要がある。今後、更に査証 WAN システムを拡充し、限られた人的投入資源を更に有効に活用していく必要がある。

（反映の方向性）

査証取得面で便宜を図ることにより、諸外国との人的交流促進を図る一方、査証審査を適切に行うことにより、我が国社会の安全に貢献する。

訪日外国人の増加が見込まれるところ、査証審査を効率的に行うため、外務本省と在外公館を結ぶ査証 WAN システムを拡充する。

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

（施策の目標）

（１）日本への入国を希望する外国人への対応の強化により、人的交流の促進及び出入国管理等の厳格化への要請に応えること

（２）在日外国人が抱える問題に積極的に取り組むこと

（目標の達成状況）

評価の切り口 1：入国管理上問題のないと見られる外国人への査証発給要件緩和

中国人に対しては、平成 12 年から団体観光客向け査証を発給しているが、平成 21 年 7 月から

は、一部の在外公館において、十分な経済力を有する者とその家族に対する個人観光査証の発給を開始し、平成 22 年 7 月からその発給要件を緩和している。こうした取組等により、平成 22 年 7 月～12 月の同査証発給件数は、約 3 万 6 千件に達し、平成 21 年の同時期に比して約 4.6 倍増加し、日中間の人的交流の発展に貢献した。

平成 22 年 6 月に閣議決定された「新成長戦略」に基づき、平成 23 年 1 月からは、新たに創設した「医療滞在ビザ」の運用を開始し、治療等の目的で外国人が我が国に入国しやすくするための措置を講じた。

評価の切り口 2：在日外国人問題への取組

日本に長期滞在する外国人の数（外国人登録者）は、平成 21 年末で約 218 万人、総人口の約 1.71%に達しており、外国人が多数居住する自治体を中心に、文化、習慣及び言語の違いによる地域社会との摩擦などの問題が生じている。外務省では、外国人受入れや社会統合に関する海外の先進事例を紹介し、国民的議論を促進するために、平成 17 年から平成 21 年まで毎年「外国人受入れと社会統合に関する国際シンポジウム」を開催してきたが、平成 22 年から、国際シンポジウムを国際ワークショップに改編し、外国人の受入れと社会統合問題に資する成果物の作成を目標とした。高度人材の受入れについては、現行の外国人受入れの範囲内で、イノベーションによる経済成長（「高度人材受入推進会議」の報告書（平成 21 年 5 月 29 日））並びに新たな需要及び雇用の創造（「新成長戦略」平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）に資することが期待される産業分野において就労する高度な能力や資質を有する外国人の受入れを促進するため、関係省庁と協議を進めている。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	①「新成長戦略」について ②「新成長戦略実現に向けた 3 段階構えの経済対策」について ③「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」について（新成長戦略実現に向けたステップ 2） ④第 176 回国会所信表明演説 ⑤「高度人材受入推進会議」の報告書	①平成 22 年 6 月 18 日閣議決定 ②平成 22 年 9 月 10 日閣議決定 ③平成 22 年 10 月 8 日閣議決定 ④平成 22 年 10 月 1 日 ⑤平成 21 年 5 月 29 日	① 国際医療交流（外国人患者の受入れ） 訪日観光査証の取得容易化 ② 医療・介護分野での需要・雇用創出（「医療滞在ビザ」の設置） ③ 新成長戦略の推進・加速 医療サービスの情報化促進・国際化推進（「医療滞在ビザ」の創設） ④ 経済成長の実現－経済対策と新成長戦略の推進 ⑤ イノベーションによる経済成長

（注）外務省における評価方式：

実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価を行うものとする（「外務省における政策評価の基本計画」より）